

## 歯科技工所の開設者・管理者様へのお願い

歯科技工所を開設・管理されている方には、関係法令により届出・許可に関する手続や、歯科技工所の管理等に関する義務が規定されております。開設者・管理者の方が遵守しなければいけない事項を下記にまとめましたので、業務の参考にしてください。

### 1 届出が必要な事項

- 下記の事項について変更が生じた場合は、10日以内に変更の届出が必要です。
  - ・ 開設者・管理者の住所・氏名（開設者の変更は、新規開設の届出が必要です。）
  - ・ 歯科技工所の名称・開設場所（移転の場合は、新規開設の届出が必要です。同一敷地内の建て替えの場合は、変更届が必要です。）
  - ・ 業務に従事する歯科技工士
  - ・ 構造設備（平成17年3月18日厚生労働省通知 ※裏面をご覧ください）
- 歯科技工所の廃止、休止、開設者の死亡についても、10日以内に届出が必要です。

### 2 開設者・管理者の義務について

- 広告制限  
歯科技工士法第26条に定められた事項以外は広告できません。
- 歯科技工録の保存  
歯科技工録及び指示書については、2年間保存しなければなりません。
- 産業廃棄物マニフェストの保管  
廃棄物業者から交付されたマニフェストは照合確認のうえ、5年間保管してください。

※上記以外にも、関係法令により規定されている義務等がありますので、遵守していただくようお願いいたします。

問い合わせ先

静岡県東部保健所 地域医療課

〒410-8543 沼津市高島本町1-3

電話 055-920-2076 FAX 055-920-2194

(参考) 歯科技工所の構造設備基準 (平成 17 年 3 月 18 日厚生労働省通知)

構造設備基準について以下のように厚生労働省から通知されています。

- 1 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具を備えていること。
- 2 歯科補てつ物等の作成、修理又は加工を円滑かつ適切に行うのに支障のないように設備及び器具等が整備、配置されており、かつ、清潔で、保守が容易に実施できるものであること。
- 3 手洗設備、便所又は更衣室を有すること。
- 4 歯科技工所は次に掲げる事項に適合するものであること。
  - (1) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
  - (2) 防火及び安全に配慮して機器が配置でき、かつ、作業を行うのに支障のない 10 平方メートル以上の面積を有すること。
  - (3) 照明及び換気が適切であり、かつ、清潔な環境の下で歯科技工作業が行えること。
  - (4) 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
  - (5) 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
  - (6) 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。ただし、歯科技工作業に支障がないと認められる場合は、この限りではない。
  - (7) 排水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
  - (8) 高圧ガス等を取り扱う場合には、その処理に要する設備を有すること。
  - (9) 歯科技工作業にともない、塵あい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
  - (10) 歯科技工作業に必要な書籍を備えていること。
  - (11) 模型及び書籍の整理、整頓がなされていること。
  - (12) 従事者の傷病に対する応急処置が可能であること。
- 5 歯科技工室に備える作業台は、作業を円滑かつ適切に行うのに支障のないものであること。
- 6 構成部品等 (歯科補てつ物等の作成等に使用されるもので、原料、材料、中間物等をいう。) を衛生的かつ安全に貯蔵、保管するために必要な設備を有すること。
- 7 歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は一年に一回以上必ず備えていること。
- 8 歯科補てつ物等の点検及び記録の保存に必要な設備及び器具を備えていること。